美郷町関係人口創出事業支援業務の委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

１ 概要

この実施要領は、美郷町が実施する「美郷町関係人口創出事業支援」を委託するにあたり 、企画提案を募集し、価格面による競争のみならず、実績や企画力等総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２ 業務の概要

（１）業務の名称　　　 美郷町関係人口創出事業支援業務委託

（２）業務内容 　　　　別紙「美郷町関係人口創出事業支援業務委託仕様書」のとおり

（３）委託契約期間 　　契約締結の日から令和２年３月２５日までとする。

（４）委託見積限度額 　本業務の委託見積限度額　6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれる。

※消費税率は10％で計算する。

３ 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、公告日において次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

（１）複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

（２）参加申込書の提出日現在において、美郷町平成31年度入札参加資格業者名簿に登録された者　であること。ただし参加資格者名簿に登載されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記の①から③の書類一式を参加申込書と同時に提出することで参加資格があるものとみなす。

① 商業・法人登記簿謄本の写し

② 印鑑登録証明書の写し

③ 直近年度の納税証明書の写し

ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

（３）公示の日から契約締結までの間に、美郷町から入札参加資格者資格指名停止の措置を受けていない者であること。

（４）次のいずれにも該当しないこと者であること。

①　地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当する者

②　清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律８６号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。

④　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定による破産手続開始申立又は同法附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正１１年法律第７１号）第１３２条又は第１３３条の規定による破産申立をしている者。

⑤　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者。

⑥　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者。

４　実施スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 期間等 | 備　考 |
| 募集開始 | 令和元年 9月9日(月) | 美郷町HP参照 |
| 参加希望書の提出期限 | 令和元年 9月17日(火)午後5時まで | 美郷町美郷暮らし推進課へ持参又は郵送（書留） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問書の受付期間 | 令和元年 9月9日(月)から  令和元年 9月17日(火)午後5時まで | 電子メール |
| 質問書に対する回答 | 令和元年 9月18日(水) | 電子メールにて回答 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和元年 9月25日(水)午後5時まで | 美郷町美郷暮らし推進課へ持参又は郵送（書留） |
| 企画提案参加者決定通知  （１次審査結果・２次審査通知） | 令和元年9月26日(木) | 5社を超えた場合は、１次審査を実施 |
| プレゼンテーション・２次審査 | 令和元年9月30日(月) | 別途通知　説明１０分  　　　質疑応答　５分 |
| 選定結果通知 | 令和元年10月 1日(火)【予定】 | 文書にて通知 |

５　参加申し込み

（１）資料の配布

　　　参加申込書及び企画提案書、実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本町ホームページからダウンロードしてください。

　　（２）参加

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式１号）を提出してください。

（３）提出期限　令和元年９月１７日（火）午後５時必着

（４）提出方法　美郷町役場美郷暮らし推進課まで持参又は郵送（一般又は簡易書留）すること。

６　質問書の受付及び回答

（１）提出期限　令和元年９月１７日（火）午後５時必着

（２）提出方法 質問は、件名に「美郷町関係人口創出事業支援業務委託に係る質問(事業者名)」を明記し開封確認を付した電子メールにより行うこととする。開封通知の応答が無い場合は、受付期間内に電話等により確認すること。

（３）提 出 先　wada-tetsuya@town.shimane-misato.lg.jp

①回答方法　美郷町ホームページにて回答する。

　　　②回 答 日　令和元年　９月１８日（水）

７　企画提案書類の提出

（１）提出期限　令和元年　９月２５日（水）午後５時必着

（２）提出方法　持参又は郵送（一般又は簡易書留）

（３）提 出 先　美郷町役場美郷暮らし推進課まで提出すること。

（４）提 出 物　企画提案書、美郷町関係人口創出事業支援業務経費見積書

美郷町関係人口創出事業支援業務委託仕様書　９企画提案書作成要領により作成すること。

（５）提出部数　企画提案書　６部

　　　　　　　　見積書　　　１部

８　審査・選考方法

（１）１次審査

　　企画提案書を提出した者の数が５社を超えた場合に実施し、企画提案書の評価に基づき５社を選定し、選定結果は全ての者に文書及び電子メールにより通知する。

（２）２次審査

　　１次審査通過者に対してプレゼンテーョンにより実施し、選考審査委員会が選考方法に基づき審査・採点し、最高点を得た者を委託業者として決定するものとする。 また、２次審査の対象となったすべての者に、文書及び電子メールにより通知する。

ア）プレゼンテーション（予定）

令和元年９月３０日（月）を予定している。

１業者につき

・企画提案説明及びプレゼンテーション 　 １０分間

・質疑応答 　　　　　　　　　５分間

・提案業者入れ替え・準備 　　　　　 ５分間

※提案の順番については、原則企画提案書を受け付けた順に決定します。

　　　 　イ）選定基準

・企画提案書の評価

　　　　　　・企画提案書に基づくプレゼンテーションの評価

　　　　 ウ）選定結果

　　　　　　・選定結果は全ての者に文書及び電子メールにより通知する。

（３）失格

　　　　　本企画提案の参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

　　　　 ア）提出期限を守らなかった場合

　　　　 イ）提出書類に虚偽の内容を記載した場合

　　　　 ウ）見積金額が予定価格を超えた場合

　　　　 エ）プレゼンテーションに参加しなかった場合

　　　　 オ）その他、選考委員会が不適格と判断した場合

９　契約の締結

（１）最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉不調のときは、８の（２）の評価順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。

（２）契約交渉に当たっては、参加者の提案した業務内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、協議するものとする。

１０　 その他

（１）企画提案書の作成・提出、参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。

（２）企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。

１１　提出先

〒699-4692　島根県邑智郡美郷町粕渕１６８番地

美郷町役場美郷暮らし推進課　定住推進係 担当：和田

電話：0855-75-1212

E-mail：wada-tetsuya@town.shimane-misato.lg.jp